

令和3年10月18日
島根県労働委員会事務局（遠藤・矢島）
TEL：0852-22-5450
FAX：0852-25-6950
Mail：rodoi@pref.shimane.lg.jp

職場のトラブル、専門家に相談してみませんか ～「労働相談会」の開催～

「急に会社から辞めてくれと言われた」、「残業しているのに時間外手当はもらえない」、「休みたいのに有給休暇はないと言われた」、「職場でセクハラやパワハラを受けた」、このようなことでお悩みではありませんか。

労働者と事業主との間でトラブルがおこったとき、その間に入って解決のお手伝いをする機関、それが労働委員会です。

こうした活動について、県民の皆様に広く知っていただくため、下記のとおり労働相談会を実施します。

なお、この取組は、島根・鳥取両県が連携して行います。

記

1 労働相談会

島根労働局、島根県社会保険労務士会、島根県弁護士会などと連携し、無料の労働相談会を実施します。

それぞれの相談内容にあわせて、各機関の専門家（弁護士・社会保険労務士など）がチームを組んで、相談に応じます。

(1) 日時

10月31日（日）10：00～15：00（受付時間）

(2) 場所

くにびきメッセ（松江市学園南1-2-1）

(3) 相談員

弁護士、社会保険労務士など

(4) 相談の対象など

- ・労働者、事業主いずれの方からの相談も受け付けます。
- ・相談内容は、賃金、労働時間、パワハラ、セクハラ、妊娠・出産による不利益取扱い、解雇などの労働問題全般です。
- ・ご利用は無料で、秘密は厳守します。
- ・事前予約が原則ですが、当日、会場での受付も行います。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行った上で開催します。

会場ではマスクの着用をお願いします。
状況により開催を取り止める場合がありますので、ホームページでご確認ください。

(5) 問い合わせ先

島根県労働委員会事務局

電話 0852-22-5450

HP <https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoiinkai/>

<ホームページQRコード>



2 鳥取県の活動

鳥取、倉吉、米子の各地区で、10月31日（日）に労働相談会を行います。
詳しくは、別添の参考資料をご覧ください。